

【医療保険ご利用 料金表】

＜基本利用療養費＞

基本療養費（Ⅰ）	看護師・理学療法士など 1日につき ()内は准看護師の訪問時の値段	週3日までの訪問 5,550円 (5,050円) 週4日目以降の訪問 6,550円 (6,050円)
管理療養費	基本療養費（Ⅰ）に足されます 例：5,550円+7,400円(月の初め) = 12,950円 5,550円+2,980円(2回目以降) =8,530円	月1日目 7,400円 月2日目～ 2,980円
基本療養費（Ⅱ）	居宅系施設入居者等への 複数訪問看護	(1)同一日に2人 ①週3日までの訪問 5,550円 (5,050円) ②週4日目以降の訪問 6,550円 (6,050円) (2)同一日に3人以上 ①週3日までの訪問 2,780円 (2,530円) ②週4日目以降の訪問 3,280円 (3,030円)
基本療養費（Ⅲ）	入院中に試験外泊される方の訪問	8,500円
難病等複数回 訪問加算	①※1、※2、※3の方 ②特別訪問看護指示書の交付を受けている 方	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円
長時間訪問看護 加算	①※1、※2の方 ②特別訪問看護指示書を交付されている方。 ③小児については人工呼吸器を装着していない 超重症児・準重症児も可	5,200円 (90分を超えた場合。 週に1回限り 15歳未満は週3回まで可)
乳幼児加算	6歳未満	1,500円(1日につき)
複数名訪問看護加算	1人以上の看護職員と訪問	4,500円(週1回)
	准看護師と訪問	3,800円(週1回)
	看護補助者と訪問	3,000円(週1回)
退院時共同指導加算	退院前に病院職員と療養指導などの カフェインを行った場合	8,000円/回
特別管理指導加算	特別な管理が必要な方に退院時共同 指導を行った場合	2,000円/回
退院支援指導加算	退院日に訪問看護が必要であると 認められた方へ退院日に訪問した場合	6,000円/退院日以降の訪問1回
24時間対応体制加算	ご契約いただいた方	6,400円/月
緊急訪問看護加算	ご利用者様またはそのご家族の求めに応じて、 主治医の指示に基づいて緊急訪問した場合	2,650円(1日につき)
特別管理加算	※1の方	5,000円/月
	※2の方	2,500円/月
早朝加算	6時～8時	2,100円
夜間加算	18時～22時	
深夜加算	22時～6時	4,200円
在宅患者連携 指導加算	医療機関との情報共有を行い 療養の指導を行った場合	3,000円(月1回)

在宅患者緊急時等 加算	急変時に伴い医療機関や介護支援 専門員と患者で加算を行い 指導を行った場合	2,000円（月2回）
ターミナル療養費	死亡日及び死亡日前14日以内に 2回以上のターミナル	25,000円（死亡月に算定）
情報提供療養費	医療機関、学校等、市区町村に 保険福祉サービスに必要な情報を 提供した場合	1,500円（月1回）
*厚生労働大臣の定める疾病の方やがん末期の方、 急性増悪で特別訪問看護指示書の交付を受けた方、 特別な管理を必要とする方は、週に4日以上以上の訪問ができます		

【その他の費用】				
営業日以外 90分を超える 訪問看護	30分毎	9:00～17:30	早朝6:00～9:00 夜間17:30～22:00	深夜22:00～翌朝6:00
	平日 月～金	1,000円 (90分を超えた時)	1,500円	2,000円
	土・日 祝	1,500円	2,000円	2,500円
保険以外の 訪問看護 (保険を使わな い・ 使えない場合)	永眠時のケア		15,000円	
	自費の訪問看護・リハビリ		10割負担	
	支給限度額を超えた場合		10割負担	
	交通費		通常実施地域（横浜市青葉区、都筑区、緑区、 川崎市宮前区、麻生区）以外の地域にお住いの方 ☆上記通常実施地域を超えた場合 片道概ね5km未満 200円 片道概ね5km～10km 350円 片道概ね10km以上 500円 自費の訪問看護・リハビリ時 1回 315円	
キャンセル料	定期訪問日の前日17:30までにステーションに連絡が無く キャンセルとなった場合 医療保険の負担割合相当分 (ただし体調急変による受診や入院は除く)			

- ※1
- 悪性腫瘍等患者、気管切開患者で、医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方

- ※2
- 自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛、肺高血圧症患者
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 人工肛門、人工膀胱を設置している方
 - 真皮を越える褥瘡の状態にある方
 - 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

- ※3 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態